

税調中期答申と金融税制

本間 正 明

小山理事長 定刻になりましたので、ただいまから講演会を始めます。

本日の講師は、大阪大学大学院教授の本間正明先生です。大変高名な方でございますので、ご存じの方も多いと思いますが、恒例ですので、初めに私からご経歴等を簡単に紹介させていただきます。

本間先生は、一九四四年のお生まれで、六七年に大阪大学経済学部を卒業、七三年に同大学大学院経済学研究科博士課程を修了しておられます。その後、助教を経て、一九八五年に大阪大学経済学部教授に就任され、九七年には経済学部長に、また九八年には大阪大学副学長、大学院経済学研究科教授に就任しておられます。

先生のご専門は、日本経済論、公共経済学、財政学、さらにはNPOやフィランソロピーの分野にもご造詣が深いと伺っております。ご専門の分野の著書も多数お出しになっており、一九八二年に創文社からお出しになった『租税の経済理論』は、日経経済図書文化賞を受賞しておられます。比較的最近のものとして

は、九四年にTBSブリタニカから出された『提言新・日本型経済システム』、九七年に納税協会連合会主催のシンポジウムの成果をまとめられた『どうする法人税改革』や、一昨年清文社から出版された『二十一世紀日本型福祉社会の構想』と『民からの改革』等があります。

先生はまた、政府税制調査会、資金運用審議会、財政制度審議会、医療保健福祉審議会等の委員として、国の政策形成に広く関与しておられます。ほか、各方面で我が国の経済運営や経済活動のあり方について、指導的立場で発言を続けておられます。先日、政府税調から「我が国税制の現状と課題」と題する中期答申が発表されましたが、望ましい二十一世紀の税制につきましては、金融税制のあり方も含めて、多くの人々が関心を寄せているところであります。そこで本日は、本間先生に「税調中期答申と金融税制」というテーマでお話しいただくことといたしました。ご清聴をお願いいたします。それでは、先生、よろしく願いいたします。

一、八九年以降の税制改革

ただいま丁寧な紹介をいただきました、大阪大学の本間でございます。

きょうは、今ご紹介の中にもございましたとおり、税調の中期答申が出たばかりでございます。それを踏まえながら、金融税制についての基本的な考え方を個人的な立場からお話をさせていただきたいと思っております。

中期答申をまとめるに当たりまして、当然のことながら、日本経済の大きな変化あるいは構造転換というものを念頭に置きながらこれをまとめたというのには当然でございますけれども、よくいわれておりますのは、この一〇年間、日本は「失われた一〇年間」だ、この意味は、論者によっていろいろなニュアンスで使われているわけですが、

一つは、この一〇年間、ほとんどフローのGDPが絶対レベルで拡大をしなかったということですね。

ご承知のとおり、九二、九三、九四年がゼロ成長、九五、九六年は少しこぶのように、特に九六年は四%台の成長を達成しましたけれども、その後、九七、九八年は、〇・一%、一・九%というマイナスを経験した。やっと九九年度に〇・五%の成長ということでございますので、加重平均をしますと、ほとんど一%を切るという状況で、これまで高いスピードで走り続けてきた我々日本経済から見ますと、瞬間的にブレーキをかけられたような感覚がこの一〇年間残って、何か今までとちょっと違うなという体感の変化と、その理由がどこにあるのかということをなかなかつかみ切れずに惰眠をむさぼったのが、この一〇年間ではないかという気がいたします。

二つ目は、ストック価格の下落という形での「失われた一〇年間」でございます。これはご承知のとおり、九〇年の冬に発表されました金融の総量規制の中で、土地価格が下落をする。その下落は、土地本位主義あるいは金融資本主義という形で、日本の経済システムが含みを活用しながら、フローの変化をその含みの益で吸収する、バッファとして使うという好循環が、九四年の冬から始まるバブルの崩壊によって逆バネとして作用して、これが現在でもずっと続いている。

現実には、まだまだ実物経済の中で、例えばそごうでありますとか、潜在的に指摘されている危機というものを出し切れていないのではないかと。それに対する明確なプリンシプルや考え方をまだ出していないということが、マグマのように株式市場におきましても、割り切れなさを継続させている。恐らくそれが抜け切らない限りは、本格的

な株式市場あるいは土地のリバウンドは、期待できない状況ではないかという気がいたします。

もう一つ、三番目の意味は、九〇年代から非常に大きく環境条件が変わったにもかかわらず、日本のシステムあるいは企業の行動様式が、必ずしもこの環境条件の変化に適合していないのではないかと、ミスマッチがあるのではないかと。つまり構造改革という観点からみると、その変化を座して眺めていて、新たな方向性を見出し得ないという状況が続いたのではないかと。こういう意味の「失われた一〇年間」ではないかと。

日本経済が再生をしていく上で重要なのは、私は恐らく三番目の点であろうかという気がいたしますけれども、いずれにしても、三つの点は連動しているわけでありまして、この含み益が含み損に変わったとき、それを処理し、克服するためには、フローの成長率が高くなければならない。あ

るいはその環境条件の変化に依じて制度というものも、もちろん企業の主体的な構造改革への取り組みが求められるにしても、税制や規制を含む政府と市場とのかかわり方についても抜本的な構造改革が求められるのではないかと、こういう指摘がございます。

税におきましても、我々はこの一〇年間いろいろな意味で議論をしまりました。ご承知のとおり、我々が「抜本的税制改革」といっておりますのは、八八年の竹下税制改革、八九年四月から実施されたわけですが、それがスタートであろうと思えます。このときに、所得課税、消費課税、資産課税の三者のバランスをどうとるかということが非常に大きなテーマになりました。

この改革の中で、中曽根内閣における売上税が消費税に変わり、その消費税が八九年四月から導入され、その見返りとして所得税減税が実施され

た。あの当時、地方税を入れますと、八八%の最高税率と十五段階の税率構造だったのが大きく簡素化され、最高税率は地方税を入れて六五%に引き下げられ、国税の部分については三分の一度の刻みにする、消費税は三%で導入するという形で抜本税制改革が始まりました。

こういう流れの中で、あの当時、ちょうど為替レートの切り上げという形でマネーサプライの過剰が資産価格の高騰を生み、その高騰が新たな資産格差を引き起こし、それに対して、資産家憎しの感覚というものが非常に強くなって、九〇年、九一年のころには土地に対する譲渡益課税の問題、さらにはそれと並んで、金融課税のありようの問題が非常に議論の俎上に乗せられました。あの当時、地価税も議論され、導入をされました。

こういう流れの中で急速にバブルが崩壊しまし

たが、金融課税の方は、実は九〇年代の前半は、余り大きく取り上げられなかったというのが実態であります。それに対して所得税について、いろいろな形での見直しが進められ、また消費税も、いわば九七年度の不況の原因ともいわれましたが、三%から五%への引き上げ等も行われて、人に対する課税及び物に対する課税という面では、それなりの成果が実現をしたということでありま

実は私、税制調査会の金融課税小委員会の委員長をいたしました。これをまとめたという経緯がございます。これは、非常に深刻な、理論的な対立も委員の中にあって、取りまとめるのがなかなか難しかったということもございますけれども、しかしその議論の中で、金融取引に対しての事前的な課税は、原則として廃止していこうということとを主張いたしました。

それと同時に、金融の総合的な課税のありよう

金融課税の部分につきましては、ご承知のとおり、金融ビッグバンとの関係の中で、九〇年代の後半になってもう一度取り上げられます。金融ビッグバンというのは、最近余りいわれなくなりましてけれども、フリー、フェア、グローバルという三つのキーワードの中で、足の速い所得について、所得税制における位置づけをどのように考えるかということが大きなテーマになりました。

金融所得というのは、利子所得、配当所得、譲渡所得というものが狭い意味での金融所得ですが、それにプラス生命保険に対する課税のありよう、こういうものが金融の枠組みの中に入ってくるわけであります。これに土地に対する課税のバランスの問題であるとか、さらには所得税全体の中における課税のありよう、これらを全体としてみな

がら、金融課税の方向性について慎重に議論を重ねてきたというのが実態であります。

その流れの中で、有価証券取引税及び有価証券取引所税が、経過措置はございましたけれども、基本的には撤廃される。そして撤廃と裏表の関係で総合課税への考え方が強く打ち出されたというのが、この二、三年の動きであります。

これにつきましては、私は個人的に、後で少し理論的に整理をいたしたいと考えておりますけれども、我々がフリー、フェア、グローバルという観点から税制改革の流れを基本的にたどってくる中で明らかになりましたのは、我々が余り税制というものを抜本的にいじってこなかったということとで、これは反省も含めて、私は今後本当の意味での抜本的な改革のありようというものを、もう一度二一世紀のインフラとして考えなければならぬのではないかとこの感想を持っております。

というのは源泉の有無のいかんにかかわらず、すべて合算をして、それに基本的な控除を認めた上で累進的な課税をする。これは、シャープが課税の根拠として位置づけられてきたものです。

これに対して最近の考え方は、労働所得と金融所得、さらには金融所得においても所得というものは、性格が異なる。その性格が異なるものを合算してそれに課税するということは、いわば金融取引及び労働と貯蓄との間の関係を歪める危険性がある。したがって、労働所得と金融所得との間の分離課税を正当化するという最適課税論の立場として議論がなされました。

それをもうちょっと乱暴に議論、整理したのが、いわばデュアル・インカム・セオリーといわれるものでございます。これはまさに金融所得を一本化して、労働所得と対比をして、二通りの課税のやり方でやっていくという二重所得理論であ

二、株式保有は税制上フェアに扱われているか

まず、金融課税の中において、皆さんが一番関心が高いと予想されるのは、譲渡所得税の問題です。これが、総合課税化される。もちろん経過的な期間がありますが、この問題は、理論的にどういふぐあいに考えていく必要があるのか。これは、必ずしも余り整理されておりません。金融課税小委員会の中で、労働所得に対する税制と金融所得に対する税制、しかも金融所得の中におけるそれぞれの利子、配当、譲渡益課税等をどういふぐあいに位置づけてこれを課税するのか、実は議論の立て方として、二つの立場がございました。

一つは、総合所得的な考え方で、伝統的な考え方であります。これは、ご承知のとおり、所得ります。この三本ぐらいを議論の中で錯綜しながらやっていったわけです。

まず最初に、特に株式の課税のありようというのは、税全体の性格を持っているわけです。つまり我々は、税金というのは取得するときに課税をするのか、保有しているときに課税をするのか、この三つの過程において、税とどう向き合うかという問題が、株式の取得から売却に至るまでの中で大きく問われるわけがあります。

この問題は、例えば生命保険もそうでありまして、取得の段階においてどういう状況なのか、それとして保有していて、何の事件等も起こらず、それをずっと継続しているときの税制のありよう、それにそれが実現したときにどのように課税をするのか、こういう問題が実効税率という形で議論しなければならぬのが理論的な考え方でありま

す。つまり、本当は取得と保有と譲渡というのをバラバラに議論するのではなくて、これを一体として議論して、結果として所有から譲渡に至るまでの実効税率をどのようにするのが中立的な課税のありようとして、さらには所得・資産の分配のありようとして、社会が妥当だと認めるか、こういうことが根本的なところであります。

ところが、日本の税金というのは、トータルでとらえるという考え方が非常に少のうございませ。ご承知のとおり、我々が株を取得したとき、先ほど申し上げましたが、取引税という形で税金を取ってきたわけです。保有をしている段階では、配当所得という形でこれに課税をする。そして売るときには、それと別個にこれを譲渡所得税として課税をするというふうに、全然無関係な形で議論をする。これは我々理論家から考えますと、非常におかしな考え方である。

と、ホールディング・タックスの部分のところと、譲渡したときのキャピタル・ゲイン、キャピタル・ロスの考え方のトータルで整理をする、こういうことでもあります。

今回の中期答申の中でこういうところが十分に整理されずに出てきているというのは、私は当事者の一人として残念な感じがいたしますが、非常に実務的にまとめたということ、お許しをいただきたいと思います。

まず、譲渡所得については、皆さんご承知のとおり、源泉分離課税と申告分離課税の二本立てになっています。すなわち、売却益に対して五・二五%をその代理変数として、それに対して二〇%の税金を掛けるという仕組みと、申告所得税的な形でキャピタル・ゲインを分離して二〇%プラス地方税六%を徴収するという仕組みとなっているわけです。

もう一つ突き詰めてみますと、法人税とのかかわり方をどのように考えるかという問題があります。法人税とのかかわり方というのは、我々はいわば法人擬制論的な考え方とって、資本(株式)を持つ者がその法人の究極的な所有者だと考えるわけであります。法人税というものは、資本を持った株主が、税金を本当にキャッシュフロー的な意味でとらえていくときの源泉徴収としてこれをとらえるということですから、法人実在論的な考え方と違って、究極的には、株の所有者が法人税の負担の部分のところも負担をしているんだ、こういう考え方をとらなければならない。

これを考えていくと、譲渡所得税だけで今回大騒ぎされておりますけれども、実はそういう矮小化された問題ではなくて、グローバルに考えてまいりますときには、法人課税のあり方から始まって、トランザクション・タックスの部分のところ

こここのところでまず考慮しなければならなかったのは、一つは、法人の段階における支払いというものを、どのように個人所得税の中に帰属させるかという問題であります。アメリカとか日本は、この問題をインピュテーションという形で解決してこなかったわけですが、原理的には、最終的に株の所有者である者が、法人税から始まって、最終的な支払いをどこまで考慮に入れながらこれを実効税率として考えるかということですから、法人段階で支払われた税金は、株式のシェアに応じて、個人のレベルで払う部分からこれを控除する。そういう部分が考慮の対象にならなければならなかったという問題が一つであります。

もう一つは、キャピタル・ゲインがあれば、キャピタル・ロスがあるわけですが、このキャピタル・ゲインとキャピタル・ロスをどういう形で通算をするか。キャピタル・ゲインに対して課税をし

ていくということは、キャピタル・ロスを対称的に扱っていくというのが一つの考え方であり、それから総合課税を要求するならば、総合的な所得の中で損失相殺を認めていくというのが筋の通った考え方であります。

今申し上げました二つの点につきましては、今回二世紀型の税制を構想する場合には、幾分整理が不十分でありまして、恐らく今後きちんと議論をしなければならぬテーマになってくると考えております。

日本では、配当性が永続的に低いといわれておりますが、法人税の扱い方によってはかなり影響を受けるので、この部分のところはぜひもう少し考慮をしていく必要があるだろうと思えます。

その上で、金融課税を考えるときに、ほかの金融商品に対する課税のありようと、株に対する課

税のありようというのは、実は連動している問題でもありません。

税のとらえ方としては、当然配当というものが法人税にかかわってくる段階で配当の総額が変わってまいりますし、個人の段階のところでは、それが配当所得に対する個人課税という形でまた変わってくるわけです。したがって、そういう意味では、法人税があり、配当に対する税金があり、そして譲渡所得に対する課税があるわけで、そのありようというものが問われるわけです。

この全体の流れの中で、実効税率がどのぐらいかということ、実は日本の場合には、すごく高い状況が起こっているというのが実態であります。したがって譲渡所得のところだけ議論して、それに総合課税したら取引がなくなってしまう、だからやめてくれという議論よりも、むしろ私は総合的にその流れをきちんと整理した上で、リスクと収

税のありようというのはパラレルになっているわけです。例えば私が預金をした場合と株を取得した場合、この二つのポートフォリオに対して税がどのように機能してくるか。これを整理すると、例えば今一〇〇万円の貯金をしたときには、当然のことながら金利が発生します。金利が発生すると、これに源泉分離で二〇%の課税をする。そして満期が来るとこれを支払う、こういう話になってまいります。

次に、株式を保有するとすると、配当は、三五%の源泉分離か総合課税的な形でやるか、どちらか選択制の問題になってきます。そして、売却をした時、キャピタル・ゲインが生じたとすれば、それは、投資に伴う所得という点では、配当とはインカム・ソースは違いますけれども、トータルでは同じ効果を持っております。ですから、配当の課税のありようと、最後に売却をしたときの課

益率という観点からみて、ほかの資産に対して株式保有が実は税制上フェアでない形で課税されているということを強調することの方が、論理的には私は正しい道筋であろうと思っております。

日本の場合には、ご承知のとおり、一三〇兆円の金融資産の中で六〇%弱が預貯金であります。株は一〇%未満、債券を入れても恐らく一〇%ぐらいのレベルである。そして生命保険が三〇%程度という状況であります。日本人がなかなかリスクをとらないのは、投資に対して保守的だからと議論をされる方がおります。しかし、それは、今までそういう経験がなかったという問題が一つ作用しているのと、アンケート調査をとってみても、日本人が根底からリスク回避的な体質を持っていたかどうかという答えは決して返ってこないのが現状であります。その中で、実は大蔵省に「資金の流れの構造変革に関する研究会」

という名前の研究会が局を横断する形で一昨年からつくられまして、私がこの委員長をやっておりますが、例えば田中直毅さんでありますとか、神田さん、池尾さん、吉富さんなどと一緒に、資金の流れが日本経済に対してどのようなインパクトをもたらすか、その中でベンチャーも含めて、日本のリスクマネーをこれから大きくしていかなければ、日本が構造改革をしていく上で、資金的にそれを裏打ちするようなことにはならないということ、三章立てで今まとめつつあるところです。中間報告は、恐らくもう少ししたら出てくると思いますが、エンジェル税制などもとりあげておりますし、投資家を四つのタイプに分けて、資金需要者と資金供給者の両方からこれを整理したりしています。

いずれにしても、日本の場合、目先だけの議論の中で組み立てられているということが非常に大

きな問題点であると同時に、どうも投資というのは悪だという考え方が非常に強い。これが先ほどの保守性と絡んで、体質的に強く身についているというのが実際であります。

私になぜ「資金の流れの構造変革に関する研究会」を持ち出したかという点、実はその報告書の中で、アンケート調査等をやっているわけですが、日本人が保守的でリスクをとらないのは、論理的にも実証的にも、実は拒絶される仮説であるということを指摘しているのです。そういう観点からいえば、今の日本の金融の中における取り扱いは、例えばペイオフの問題一つ取り上げても、預金に対してはおんぶに抱っこで面倒を見ていて、他方、証券の側に来ると非常に邪悪なことをしている、こういう考え方が、制度設計自身に根強く残っている。これは、非常に改めなければならないテーマであるということでもあります。

例えば公的資金を導入するときにも、金融機関に対して非対称的な扱いをしているわけです。銀行は、信用の安定的な供給ということ、これは無条件に守らなければいけない。それでは、証券会社や生命保険はどうなんだというと、生命保険については、ご承知のとおり、契約者保護機構というものが、預金保険機構とは違う形で実際に機能をしているが、公的資金の入れ方も違っている。それから、証券会社については、全体として株のところを担保するというのは考えられないわけです。ロスを全部補てんしてやるという話と同じなわけです。そういう意味で、我々自身がかような問題を考えてまいりますときに、ぜひトータルな考え方というものを考慮に入れながら、要求していくものは要求していかなければならないというのが実態です。

三、金融税制をとりまく財政状況

そこで、私はグローバルな関係の中で、どういうぐあいにこれから問題が発生するか、少し日本経済の変質の問題と結びつけながら、金融の課税のあり方について、もう少し整理をしてみたいと思います。

何が変わったかという点、冒頭に、九〇年代を「失われた一〇年間」と申し上げましたけれども、この「失われた一〇年間」の前と後で何が違っているのか。これは必ずしも、国民経済全体として十分に理解されていないのではないかという感じがするわけです。

一番違うのは、価格安定経済が価格変動経済に移ったということです。これは為替レートもそうですし、金利も債券価格もそうですから、非常に

ボラタライズする状況を前提にして、我々はこれに対してマネージをし、税金を課税しなければならぬ。安定価格経済下での制度がまだ続いている状況が、いろんな形で価格変動のバイアスをもたらしめているという問題が、一つ大きなテーマである。

もう一つは、ヒト、モノ、カネという要素の非常に大きな固定経済から、その全部が可動経済に入っていくということ。ヒト、モノ、カネが可動する状況における制度のありようというものは、一体どうあるべきかが、第二番目の問題であります。例えば、株式持ち合いの状況と、そういう状況でない状況というのが、明らかにそういうことであります。それから、終身雇用的な部分、年功序列的な部分が可動状況の中で年俸制になってきたり、あるいは終身雇用の崩壊という形で影響してくる。

という考え方です。トービンの q とか企業価値といわれる考え方の背景には、こういう取り上げられ方があって、そういう中で税をどのように織り込むかというときに、今まで我々は、この流れをシミュレーションすることすらしていなかったわけです。

市場に対してインフォメーションを提供するときにアナリストがどういうことをやるかというところ、まさにこういう問題を時系列的にどういふぐあいに推計するかという問題にもかかわっている。したがって、その点で情報の開示をきちんとやる、こういう話になるわけです。

市場との関係の中で、企業価値がまさにそれぞれの企業におけるマネジメントの向上を要求している。例えば、企業会計のありようは時価会計です。これは金融ビッグバンで皆さんご承知のとおり、金融資産について選択制でありますけれど

さらに三つ目にはアナログがデジタルに変化する。そういう技術的な問題は、皆さんの業界では一番大きなテーマになると思います。今までのシステムのありようというものが、デジタル化の入れ込みによって、マーケットへの取り組み方あるいはマネジメントのあり方、企業会計のあり方全部に実は大きなインパクトをもたらしめている。

例えば、デジタル化をしていく状況の中で、企業価値というものが市場との関係の中で非常に問い直されてきているのは、皆さんご承知のとおりだろうと思います。企業価値とはどんなものか、日本の場合にはなかなか理解が薄いわけですが、これも、ゴーイング・コンサーンとして、経済学的には売上からコストを引いて、これを割引率を使いながら時系列的に足し合わせたものが企業価値です。しかもそれが現実には株価に一致する

ども、取得原価主義から時価会計に移行する。日本の不良債権の問題がいつまでも解決しないので、伏魔殿みたいにキャピタルロスがどうなっているかわからない、そういう話は、当然企業価値の問題にもつながってくるわけです。

あるいは、従業員の債権の問題、企業からみると債務の問題、すなわち、退職金とか企業年金、こういうものが全部費用のところ計上されなければならぬが、オンバランスでやっていない。つまり、終身雇用ですと、暗黙の契約で、定年退職をするまで任せておけば全部企業がきちんとやってくれるという確信の中で、みんな自分の生産性の貯蓄を企業のためにためているわけです。退職金というのは今の支払いを将来に先送りする、そうして企業年金の部分のところも積み立てて、将来戻してもらおう、そういう話ですから、それは企業が右肩上がり成長して、それをちゃんと担

保してくれるということが前提にないと、いわば暗黙の契約関係というものが損なわれていく。今まではうまく機能したのに、それが機能しないような状況があって、それに対してどのように債権保全をするんだ、オンバランスでやれ、こういう話で、未積み立ての債務を従業員との関係の中でどのように清算をするか、これは非常に難しい問題です。

つまり、今私が申し上げているのは、こういうゴイング・コンサーンの中で、フィックスト・ファクター（固定的な要素）が、将来への負担も含めて、価値体系の中でこういう価格変動が起こり、企業が合目的にちゃんと管理をしているかどうかという問題が問われていく時代になっている。そのことがわからない限り、株主に対して株を買ってくれということは、これは正当化できないよという市場のグローバル化の問題がセットに

なってきたということですが。

つまり、スポットの情報というものは、実は究極的には、将来ずっとゴイング・コンサーンとしての企業の全体の構図が明らかにされない限り、きちんと把握できないということ、やいのやいのといって証券市場の、いわばグローバルスタンダードへの移行が求められるということがあるわけです。

例えば、昨年二月ぐらいだと思いますけれども、トヨタみたいな超優良企業ですら、従業員の年齢構成が高くなると、退職金とか企業年金、そういうものの支払いがふえて企業価値が下がる、企業価値が下がるということは、今ついている企業価値ニアリー・イコール株価というものは高過ぎる、そういう形でレーティングをされる。こういうことが、もう現実化してきているという問題であります。

さらには、連結の問題があります。日本の場合には、都合が悪くなると子会社へ飛ばしてしまつて、その実体がわからない。悪いところを分社化して、そこをオフバランスにする。こういう形で企業の実体がわからない状況の中で起こったのが、あのバブルの発生と崩壊だ、こういう関係の中で連結決算が求められるようになったということです。

また、例えば投資をすると、投資をしたものが売りに立ち、金利のところではね返るといふように、そういう税制上の効果が連動する。今の日本のように、企業会計で益金算入と損金算入をして利益を確定した上で、その課税所得に法人税をかける。そこでは、長期的な合理性を追求せず、一年一年、税が自動的に決定するわけですが、それでは正確な企業の行動様式に対してはまずいということで、税効果を全部入れる。

こういう以上のような四つの意味で企業会計を直せということで、これはまさにグローバルなスタンダードへの対応であります。

こういうことを考えてまいりますと、私たちは全体にこの問題をとらえていくときに、先ほどから申し上げておりますように、どうも非常にローカルな制度設計の中で短期的な意思決定をしていくことを繰り返して、長期的な合理性を担保できない、こういう欠点をあらゆる領域の中で生んできたのではないかというのが、この一〇年間の制度設計における総括であります。真の意味でのグローバル化あるいはこのような変化の中において、我々自身が株式市場、資本市場も含めて、新たにもう一度きちんとしたデザインをしていく必要があるのではないかという感想を持っております。

さらに、もう一つ、「失われた一〇年間」をは

さむ環境条件の変化は、高齢少子化の影響の本格化です。これまではピラミッド型で、今後は逆ピラミッド化をしてくる。これがまさに大きなインパクトとなって、需要面から我々に対して今後大きな対応の変化が恐らく求められることになるう。

これは何を意味するかということでもあります。今こういう状況の中で、非常に大きな政府への移行を、可能性としてインプライしているという問題であります。実は、今回の中期答申の中で、税制における一つの条件として、「十分性」という言葉を使っています。つまり、「十分性」というのは、歳出の需要に対して、税あるいは保険料が財源として十分に担保しているかどうかということ。マスグレイブという財政学の大家も、課税原則の一つとして「十分性」という言葉を使っているわけですが、こういう背景の中に

は、私たちが今後、金融課税あるいは資産課税をはじめ税制改正を議論するときに、増税を念頭に置いて議論しなければならないという問題があるということ。これは非常に難しい問題ですけれども、ちょっとマクロとの関係を整理しますと、国民経済的には、 $M = C + I + G + X - M$ という恒等式があります。Cは民間消費です。現在、民間消費は国民経済的に六二%弱ぐらいです。バブルのとき、シーマ現象といって、消費が膨張したときは五八%で、バブルの発生前は五六%ぐらいでした。これが今非常に伸びているという状況です。それはなぜか。消費不振であるにもかかわらず、これが伸びているのは、投資Iが減っているからであります。投資は、在庫投資、設備投資、そして住宅投資を合わせても一八%ぐらいのオーダーです。投資は、我々の絶好調の時代には、実は二三%と

か二四%ぐらい行ったのですが、投資が減ることによって、今民間消費のウェイトが上がっているというパラドックスを生んでいるわけです。政府支出が一八%、経常収支の黒字が二%で、五〇〇兆円の中身がこのぐらいの構図だと思っていたらよろしいと思います。

今私が申し上げたいのは、この政府支出の部分であります。私たちは、現在、財政の赤字を非常に抱えているわけですが、 $A = B = G - T + I + E$ という関係式があります。Gは、一般政府の歳出、Tは国・地方の税と社会保障基金の保険料を合わせた負担、そして、Eは六四五兆円という債務に対する金利の支払いを示しています。現在、債務は政府保証債を含めて六四五兆円になっているわけですが、仮に景気がよくなって、潜在成長率の二%強ぐらいを達成したとしても、歳出の方が歳入よりも大きくプライマリーバランスを達成で

きないという状況になります。

つまり、ほうっておけば、この六四五兆円はどんどん積み重ねられてふえていく。毎年どのぐらい赤字になっているか計算しますと、現在GDP比率で九%ぐらいです。この政府債務がどんどんふえていくという状況を考えますと、私たちは政府支出をどのように合理化するのか、税制をどういうぐあいに改革するのか、そして、国債管理をどうするか、これを二一世紀の前半の中で解決しなければならぬということになるわけです。

税金をまけてくれという議論が非常に多くあります。それぞれの立場からその要求がなされていますが、一つ特徴的なことは、消費税に全部任せるといふ話です。困ったときの消費税頼みといふまいしょうか。例えば、法人税につきましても、銀行業は外形課税でやられました。その考え方は嫌だという議論の中で、所得型付加価値税にする

んだったら消費税でいいじゃないかという議論がありました。

それから、年金、医療、地方財源についても、全部消費税で賄ってくれという要求もあります。

さきほどの六四五兆円、これはGDP比で二九%強ですが、これをEU加盟基準の六〇%を満たそうとしますと、消費税率は三五%ぐらいまで引き上げなければできない。つまり、年齢構成が高齢化して、年金、医療、介護の費用がふえていく、そういう流れと、将来の世代が増税で担保する形で債務を半減するようなことをやっていくということになると、消費税率は三五%になる。そこまでやらなくても、適正な規模ぐらいでやろうよといっても、これは二〇%ぐらいになる。例えば、基礎年金の税負担割合を二分の一ぐらいにし、医療についても消費税に置きかえていけば、それだけで二〇%ぐらいになるのです。

考えるかということを見ますと、金融税制というのは実は世論的には非常に厳しい状況に置かれています。

なぜかという、所得税は、今回最高税率が五〇%となり、定率減税といわれている形で減税をずっとやってきました。そして、法人税も、はじめは実効税率が五五%だったのを四九%台にし、次に四六・三六%にし、さらに今回四〇・八七%にするという形で、ずっと減税してきました。消費税は三%から五%になり、次は七%あるいは八%、さらには次のステップは一〇%、こういうような形で段階的に引き上げざるを得ないということになる。

つまり、フローの税金のところは、直接税を減税し、消費税を引き上げる、こういう形になります。当然のことながら、所得税における累進性は緩和する、こういう状況が起こります。そうしま

そうしますと、あらゆる領域の中で、税金を増税含みで議論をしていくことになればまず歳出の部分を徹底的に改革していかなければならないような政治状況が実際に起こることでもあります。これは非常につらい話ではありますが、他金融制度の改革の中で、所得税をどうするんだ、法人税をどうするんだ、消費税をどうするんだ、さらに、金融の税制をどうするんだという話になるわけです。

金融というのは、今非常に広い意味で使っております。例えば、今までは金融税制と土地税制を分けてきました。しかし、これから、これを分けることが本当に妥当かどうか。例えば証券化の問題があるわけです。今までは土地と金融資産は違うとなっていて、ペーパー化をすることによって流動性の差がどんどんさや寄せられていく。この組み合わせを一体どういうぐあいに我々自身が

すと、日本的な社会の中で、我々はまだ意識がなかなか変わりません。金持ち優遇だという議論が必ず二二世紀前半の増税というトレンドの中で起こってくるのは、この三つの税制改革の構図からの帰結です。いわば庶民の反発が金融税制に対してどういうぐあいにインパクトを与えるか、これが大きなテーマにならざるを得ない、こういうことでもあります。

資産課税の流れの中でフローの部分とストックの部分とがありますが、相続税、贈与税はほとんど減税をしていき、消費税でこれを賄うという話でやってまいりますと、所得税の再分配の機能が弱まっているだけに、恐らくそういう議論の流れは、庶民感覚からすると、かなり抵抗がある問題として起こってくる。これをどういうぐあいに説得的な形でやってゆくかというときに、金融はまさにパイを生み出す成長への投資なんだという社

会的な雰囲気づくりを強く担保するようにしませんと、金融税制は極めて難しい立場にたたさされることになります。

四、経済再生への鍵としての金融税制の構築

私が申し上げているのは、ビル・ゲイツとかアメリカンドリームを実現した彼らが、個人的に成功するだけではなく、ジョブを提供し、そのダイナミックな発展の成果が全体のウェルフェアを引き上げる、日本でもそういういわばジャパニーズドリームを表現しようような現実的な仕組みをどのように考えていくか、これを工夫する必要があるということでもあります。これはなかなか難しいです。今、日本の世論の動きはみんなそうなんです。

そこから税金を取るの当たり前だ、そういう庶民感覚が、実は常に二面性を持って、非常にどっちつかずの感覚が政策を考えていくときに今後一〇年間から一五年間ぐらい続くという問題です。これは我々が議論するときに非常に難しいわけです。したがって、我々が成功するためには、経済を上げ潮路線にどのように引き上げていくかということ、これはやはり制度的な仕組みづくりを、もう少しきちんと考えなければならぬということがあります。

まず一つ、皆さんご承知のとおり、ストックオプション制度を二年前に議論しまして、日本的な形でやったわけですが、これはまだそんなに成功はしていない。そして、日本型のITバブルといわれる現象で、孫さんあたりが世論の批判をいつも浴びるような状況も一方であるわけです。

例えば、そこうに対する反発、これはどっちに向こうとしているのか、庶民自身がわかっていない話になっているわけです。一方で、競争で失敗したら、市場のペナルティーを受けるのは当たり前だ、市場では優勝劣敗が起こるんだというふうに理解するのがオーソドックスな考え方であります。しかし、庶民はそんなことは考えていないわけです。そこうは大きいから助けてもらって、自分が勤めているところは小さいからつぶれるんや、それは不公平や、こーいうのが庶民感覚として、あたかも一見すると競争主義的な自己責任の論拠をサポートする、こーいう話になってきているわけです。

それからもう一つ、石原新税もそうです。銀行に公的資金を導入して金融システムを安定させるのは、国民生活にとって必要だと政府がいつているにもかかわらず、銀行だけが特別扱いだ、だから

しかし、基本的にしなければならぬのは、私やはりIT革命によって、日本のオールドエコノミー・プラス・ニューエコノミーにきちんとした成果を実現するということで、これなくして日本経済は、こーいう困難な問題を両立的に解決する道はないだろうと思います。つまり、我々自身は生産性の向上によって立つしかない、こーうことであります。

日本の場合、IT革命がよくいわれながら、なぜ進まないのかという問題は、八〇年代のシステムがうまく行き過ぎたがゆえに、頭はまだその概念で凝り固まっています、それが既得権益としてすみ分け社会をつくっているということにある。ところが、IT革命というのはまさに創造的破壊でありますから、今までの既得権益を全部壊していく。ディスインタミディアリーな効果、中抜き現象が非常に強いということが、流通でも金融で

も、ロ・ロといわれるような製造業においても、全部今までのシステムそれ自身を変えていくということ、それが非常に大きな抵抗を生み出しやすい。これとどういふぐあいに、我々が税としてつき合うのかという問題です。

税としてどうつきあうかという問題は、皆さんそれぞれのお立場の中で、企業税制というものが、一方では合併をするときにどういふ税制になるのか、一方では、企業を分割して事業を再編するときはどうなるか。実は両方の問題を議論しているわけです。どっちでも税金を少なくしてくれよという議論をしているわけですが、これは基本的には税制の企業活動に対する中立性をどう担保するかということが、我々の非常に大きな課題になってござるを得ないわけです。

IT革命は、S O H Oといわれるような効果を伴いますが、それは小型化へのインセンティブで

つまり、家業を継続するための中小企業の存在が、新たなベンチャービジネス等を起こすときに、非常に非中立的な効果として作用している。古いオールドな企業と新たなベンチャー企業を立ち上げるときの資本コスト（人一位に投資をしたときに回収できる収益率）は、ベンチャー企業の立上げの場合には非常に禁止的に高くなっているのに、古い中小企業だと補助金も含めて、手厚い対策となっておりそれを変えるなという圧力が強い。

つまり、八〇年代の構図のまま、税、補助金の世界でも、ずっと温存型でやっている。従って社会構造の変革を我々自身が受け入れる必要があるが、日本人は個人のレベルでは意思決定はなかなかできないと思う。しかし、企業のレベルでは、勝者が勝つというメカニズムをつくることはできる。パイを生み出す社会構造にどのように展

す。もう一つ、ITによってネットワーク化が物すごく進むわけですから、費用低減的な効果を伴います。それは、規模の拡大あるいはネットワークの拡大が経済コストを低くするというものです。つまり、一方は細分化の効果であり、もう一方は、拡大へのインセンティブを与える、こういうことが今までのすみ分け社会に対してどのように作用するかという問題が実はあるわけです。こういうふうにみますと、日本の社会構造は余りにも大企業偏重主義になりつつある、私はこういうことを指摘する必要があるだろうと思う。

法人の中で税金を払っている割合が何%あるか、皆さんご存じでしょうか。実は、赤字法人が六六%にも達しているような状況は、資本主義社会としては全く異質な社会になっている。果実を生む企業が家業と同じような形になっている。現代化をしていないわけです。

開をしていくか、私、応援をしていただけないかという気がいたしております。

先ほど申し上げました四〇・八七%の法人税が適用されている企業は、全法人数の何%だと、皆さんお思いですか。%未満です。そんな近代国家、現代国家なんてあり得ない話です。これはまさに、いかに一部の企業が経済をリードして、その余韻の中で、安定的な会社関係、雇用関係がサポートされ、生産性のばらつきが非常に大きな経済構造になっているかということ、これをいかに生産性が高い方向に誘導するような形で、税及び歳出を組みかえていくか、それを実現していく。

そして、そのことが、我々にとってみると経済の潜在的な成長率を高めるということで、ニュージョブを提供し、ニューカンパニーを立ち上げやすい環境条件を担保しているんだということ、そ

してその関係の中で、金融税制の優遇措置がそれに資するというロジックを組み立てることが、資本市場の活性化が成功するかどうかということにもかかってくるのだらうと思います。そうでなければ、中期答申を読んでもいただきますとなかなか厳しいのですが、増税を正当化するようなトーンが非常に強く出ている。従って、パイを大きくすることに よっていかに実効税率を下げるかという方向性を模索することが、金融課税における一つの重要な岐路になっていくのではないかという感じを持っております。

その上で、恐らく九〇年代のアメリカのようにベンチャーが主導をして、果実を生み出していくという展開は、日本の社会構造の中ではなかなか無理だろうと思うわけですが、既存の企業がいるような形での対応をとりながら、これがある分野はベンチャー的な、ある分野はオールドエコノミー

に、今までのシステムにこだわり、今までのやり方にこだわることによって生産性が落ちてきているということだと思います。

これは、例えば弁護士もそうです。公認会計士もそうです。税理士も、大学の教師もみんなそうです。つまり、我々は中級知識国になりつつあります。証券業におけるポートフォリオの手段もそうかもわかりません。いろんな意味におけるプロフェッショナル・アビリティというものをもう一度再構成することによって、生産性の向上の機会を通じてながら、我々自身が覚悟を決めて進んでいかざるを得ないのではないかという気がいたします。

アメリカは七〇年代に「グルーミー・セブンティーズ」といわれました。それまでグレート・ソサイエティーをつくるなんていってききたのに、日本に負け始めたぞと言いだしたのは七〇年代で

の効率化であるという形で、これを静かに吸収しながら日本の活性化ができてくるだらうと思えます。

そしてやはりどうしても競争的なメカニズムを自己責任との関係の中で、企業の中において、あるいは企業間においてどこまで認識できるかということが、この構造改革を進めていく上でのスピードに最も大きく影響するだらうと思っています。我々自身が、総論賛成・各論反対という議論を展開しがちなのは、実は、払うべきコストを払わずに、何となくじわじわ問題が解決できるのではないかという感覚がこの一〇年間続いてきたというのが実際だらうと思います。

私は、プロフェッショナル・アビリティ（専門能力）が実は陳腐化をし、そして劣化をしているのが日本の平均的な労働の評価だらうと思えます。つまり、デバイスが非常に向上しているの

した。そして、その原因がどこにあるのか、大きな政府だ、では、それにチャレンジしようということ、社会コストを研究したのが八〇年代でした。我々はこれをばかにしていました。これが、いわゆるアメリカの挑戦の時代であったということです。

そして、この一〇年を経過して、クリントンは極めてラッキーな指導者としてその成果を受けるというのが九〇年代の今のアメリカであった。我々は半周おくれどころか、二周おくれぐらいになってきているわけです。ただ、まさに一年が実は非常に速い状況で、「ドッグイヤー」とか「キャットイヤー」ということが最近いわれているわけです。

このIT革命は、これまでの七倍ぐらいのスピードで変えていくということですから、我々はアメリカが一〇年かかってやったことを、七で

割った一年半から二年ぐらいでやらなければいけない、こういう構図になってくるわけです。それを怠れば、これは最近よく指摘されますけれども、アジアがそのデバイスを持って急激に日本を、まさに七倍のスピードで追いかけてくる、中国も追いかけてくる。こういう状況の中で、我々が地盤沈下をしていくということ、これは我々が恐れるべきことであろうと思います。

税というのは国家の背骨でありますけれども、その国家の背骨が経済の再生を妨げてはならないことでもありますし、妨げることになれば、いわば経済構造改革の邪魔だとして、我々自身が金融資産課税について正当性ある形で主張していくことが、今後の最も重要なポイントになってくるのではないか。私は、やはり金融資産課税のところは起爆剤になると思います。今後、そこを徹底的に活性化し、経済構造改革との関係の中で包括的な

税制改正論議というものを表現していかなければならないのではないかと気がいたします。

少し雑駁な議論になりましたけれども、この日本の置かれている現状を十分冷静に見きわめながら、今後、我々自身が主体的に努力していくことが求められる時代だということを申し上げて、私の話を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。(拍手)

小山理事長 どうもありがとうございました。

では、時間もまいっておりますので、これで本日の講演を終わります。ありがとうございます。

(ほんま まさあき・大阪大学大学院教授)

(本稿は、平成十二年七月二十六日に行われた講演会の記録で、文責は当研究所にある。)